

三重県地震・津波対策都市計画指針（仮称） （地震・津波に強い都市づくりの考え方（仮称）） 骨子（案）

3. マスタープランへの反映

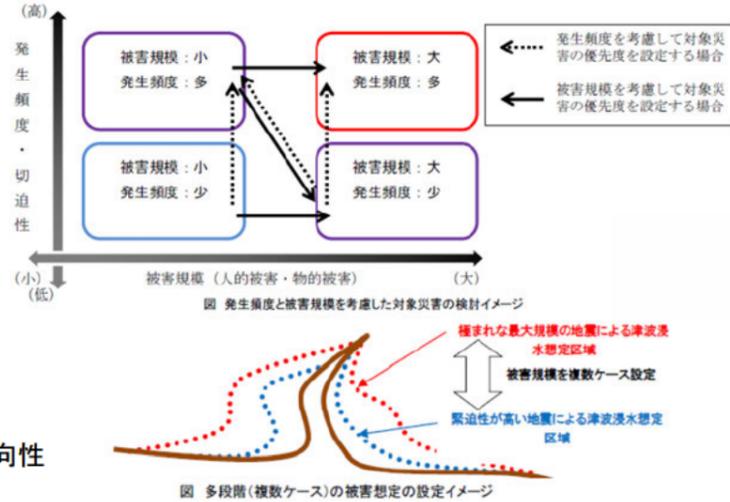
◆県による方針の提案

1 防災の観点で都市づくりに求められていること

- 様々な災害に対応する都市づくり
- あらゆる自然災害による被害の抑止・軽減を目標の一つとするランドデザイン
- 計画づくりから市民、関係者の参加による地域防災力向上に向けた情報提供と協働

都市における災害においては、地震・津波のほかにも風水害において様々な被害が想定される。このため、右の2つの図（防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説 H25.5、国交省）のように発生頻度と被災規模を考慮して、複数ケースを設定して被害想定や都市計画で規制誘導する範囲を検討することが考えられる。

県としては、都市計画や現況土地利用と災害発生の可能性や被害規模の関係などを市町と情報共有して、検討の手順や複数ケースの被害想定の実現方法などについて事例を示す。



2 防災の観点から見た今後の都市づくりの方向性

- 防災を明確に意識した都市づくり
- 短期的な防災対策を規定する地域防災計画と中長期的な都市像を示す都市マスタープランの十分な連携
- 多様な主体との協働

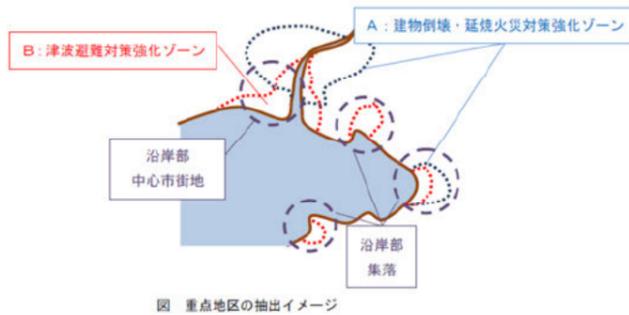
都市計画においては、従来、地震・火災対策を主眼に置いて進めてきたが、その対象範囲を津波や風水害対策へ拡大し、防災を明確に意識した都市づくりを推進する必要がある。

県においては、防災の観点で都市づくりに求められる地域ごとの特性（例えば伊勢湾岸地域や熊野灘沿岸地域など）、複数ケースの被害想定などに対する対策案の考え方、広域的な観点での市町を越えた連携方針などを含めて示し、市町で都市マスタープラン・具体の都市計画に反映すべき項目・方針を提案する。

（以下は防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説 H25. 5、国交省の例）

【地震・津波】

直下型の地震及び海溝型の地震による危険度並びに土地利用現況を踏まえ、沿岸部中心市街地及びその他の沿岸部集落に、A：建物倒壊・延焼火災対策強化ゾーン及びB：津波避難対策強化ゾーンを設定する。



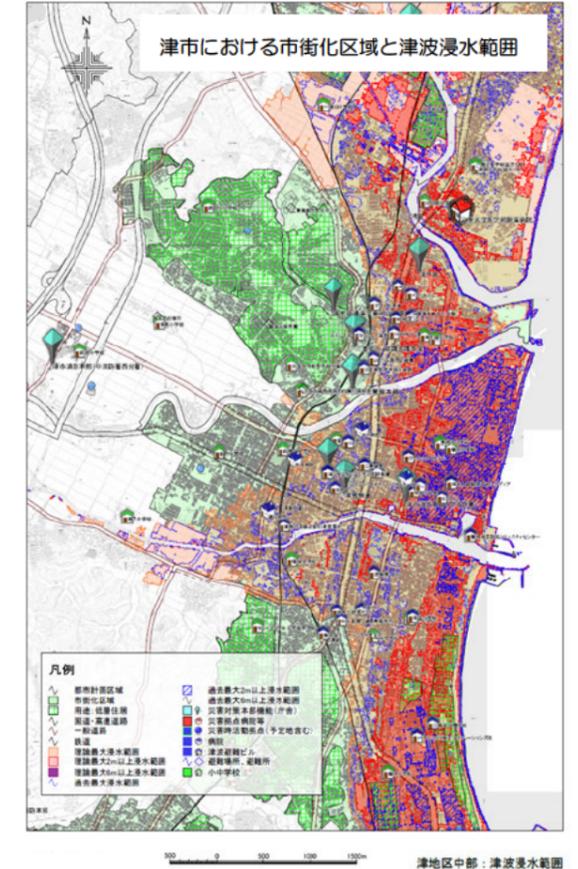
例1) 地震災害
地震災害については、例えば地区内の棟数密度や不燃化率・不燃領域率等と、防災生活圏の骨格となる都市計画道路や地区内を通る災害時に通行可能な道路網（幅員 6m 以上の主要生活道路）の整備状況を重ね合わせ、都市計画道路の整備や沿道不燃化、地区幹線道路の整備、地区計画や新たな防火規制を活用した住環境の向上と適正な土地利用の推進等につながる対応課題を整理する。

例2) 津波災害
津波災害については、例えば建物倒壊に伴う道路閉塞の影響を考慮した避難困難度（6m以上の道路ネットワークを介した最終避難先までの到達距離・時間）と土地利用現況（空き家・空き地等の低未利用地）を重ね合わせ、老朽建物除却による空地の確保やブロック崩除去による津波避難経路の確保等につながる対応課題を整理する。

◆都市マスタープランへの反映(イメージ)

1 概況や課題における地震・津波等に関する内容を記載

- (1) 都市づくりにおいて考慮する災害リスク（過去の災害履歴・被害想定・シミュレーション結果）
本市における主な災害履歴は、●●地震（●●年）による地震・津波被害や・・・被害がある。地震に関する被害想定においては、人的被害が最も大きい想定被害は●●地震であり、死者数：●●人、家屋倒壊数：●●棟、・・・となっている。
- (2) 災害リスクを考慮した都市の課題（対象災害・対象区域選定※、都市の安全性評価）※記載については市町の判断による
 - ①都市づくりにおいて考慮する災害は、災害の被害規模・発生頻度も踏まえ、以下の想定による災害とする
 - 地震・津波
発生頻度は少ないが最大震度及び浸水想定区域が理論上最大となる南海トラフ地震：ケース●（H26年3月・三重県）及び既往最大
 - ・・・
また、区域については、都市計画区域と一部都市計画区域外（沿岸部集落等）を対象とする。
 - ②考慮する災害リスク情報を踏まえ、都市の安全性を評価し課題を整理する。



- 【地震】
- ・津波を伴う海溝型地震とされる「南海トラフ地震」において人的被害及び建物被害が最大と想定されている。
 - ・建物の延焼火災の危険性については、●●が非常に高くなっている。
 - ・●●
- 【津波】
- ・津波を伴う海溝型地震については、「南海トラフ地震」において人的被害及び建物被害が最大と想定されている。
 - ・津波浸水予測では、中心市街地の●割が浸水し、浸水を免れた地区においても、建物倒壊・延焼の危険性が高くなっている。
 - ・●●

2 目標や方向性における地震・津波等の対策を記載

- (1) 防災を明確に意識した都市づくり
災害に強い都市を都市の将来像の一つとして明確な位置付け
 - ・自然災害による被害の抑止・軽減を都市計画・市街地整備の目的の一つとする。
 - ・地震・津波など様々な災害を考慮した災害リスクの評価に基づいた都市計画・市街地整備を推進する。
- (2) 都市づくりにおける基本方針

【地震】

 - ・新築・建替え・改修時において、地震動や延焼火災に強い建物・住まいづくりを促進する。
 - ・安全な避難路・避難場所の確保に向け、都市公園の整備、電線類地中化など街路・公園を整備推進する。
 - ・●●

【津波】

 - ・海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対しては、早急な避難により人的被害を低減できるよう、浸水想定区域内の津波避難路や津波避難施設を整備推進する。
 - ・被災時に重要な役割を果たす施設や要援護者施設等については、適正な立地計画を持ち、災害時の応急活動、避難生活に必要な設備を計画的に設置できる用途規制・誘導により防災機能の充実と強化を図る。
 - ・●●
- (3) 長期（≒被災後）のまちづくりに関する複数のイメージの共有
 - ・都市における長期のランドデザインをイメージし、想定される複数の災害に対して明確な都市づくりの方向性を市民や関係部局、関係機関と連携して共有する。
 - ・●●